

# 森林ボランティア活動支援機械貸付要領

## (目的)

第1条 この規程は、「県民参加の森林づくり」を一層推進させるため、森林ボランティア及びNPO法人等の活動団体等が行う森林整備活動の支援を目的に導入する機械について、貸付手続き及び貸付条件のほか、必要な事項を定めるものである。

## (貸付機械)

第2条 この要領に基づいて貸付ける機械（以下「機械」という）は、別表のとおりとする。

## (貸付範囲)

第3条 この機械の貸付対象となる者は、森林（竹林等含む）の整備等森林ボランティア作業を主たる活動目的としている県内のボランティア及びNPO法人等活動団体であって、原則として県が実施する機械の安全操作等に係る説明を受けた者が所属する団体とする。

なお、機械のうち林内作業車の貸し出しについては、林業労働安全衛生法に基づく安全教育受講者又は平成22年度以降愛媛県が行った森づくり技術安全教育受講者（同等程度の研修を含む。）が作業責任者として作業管理を行うことが出来ると認められる場合に許可する。

2 この機械の貸付対象となる作業は、前項に規定する者が行う森林（竹林等含む）の整備等の森林ボランティア作業とする。

## (貸付手続)

第4条 前条第1項に規定する団体が、機械を使用しようとするときは、借受申請書（様式第1号）を借受けようとする日の原則2週間前までに、森林整備課長（提出場所：森の交流センター）又は東予地方局森林林業課長（提出場所：東予地方局森林林業課）に提出しなければならない。

ただし、別表に掲げる貸付機械のうち小型移動式チップー機の貸し出しについては、希望借受期間開始日の60日前から借受申請を受け付けるものとする。

2 森林整備課長又は東予地方局森林林業課長は、当該申請書を提出した者に対し貸付を行う場合にあっては、その旨を貸付承認書（様式第2号）により、借用証（様式第3号）と引換えに機械の引渡しをしなければならない。

## (貸付制限)

第5条 別表に掲げる貸付機械のうち小型移動式チップー機の貸し出しについては、原則四半期ごとに1回、年4回までの利用に限る。

ただし、借受希望日の2週間前に機器が空いていれば、回数に制限なく利用が可能とする。

## (貸付期間)

第6条 機械の貸付期間は、第4条2項の規定により貸付を行う旨を通知された者（以下「借受者」という。）が機械の引渡しを受け、その引渡しを完了した日から当該機械を返還する日までとする。

2 前項の貸付期間は、2週間を限度とする。ただし、貸付期間を延長したい場合は1回に限り、事前に借受変更申請書（様式第1号）を第4条1項の規定により提出し、貸付変更承認（様式第2号）を受け取るものとする。

3 機械の貸し出し及び返却時間は午前9時00分から午後5時00分の間とする。ただし、森の交流センターから借受けた機械については、同センター休館日を除く。

（貸付料）

第7条 機械の貸付は無償とする。

（貸付条件）

第8条 森林整備課長又は東予地方局森林林業課長は、機械を貸付ける場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 貸付機械の借受け、稼働及び返還に要する一切の費用は借受者の負担とする。

(2) 借受者は、借受けた機械の使用及び保管について、善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

(3) 借受者は、使用責任者1名を定め、当該責任者に使用中の事故防止について万全を期させなければならない。

(4) 借受者は、使用記録を使用簿（様式6号）に整理するとともに、使用日毎の始業前点検（様式第5号）と使用最終日の終業点検（様式第7号）を整備点検簿により行うこととする。

(5) 借受者は、借受けた機械を転貸してはならない。

(6) 借受者は、機械を使用目的及び指定された使用場所以外で使用してはならない。

(7) 借受者は、機械の貸付期間満了の日までに、森の交流センター又は東予地方局森林林業課に返還しなければならない。

(8) 借受者は、借受けた機械を損傷し、滅失又は損壊したときは、直ちにその内容と理由を森林整備課長又は東予地方局森林林業課長に報告し、森林整備課長又は東予地方局森林林業課長の指示に従わなければならない。

なお、使用上の不注意又は故意の過失等により借受けた機械を損傷し、滅失又は損壊したときは、原状に復さなければならない。

(9) 森林整備課長又は東予地方局森林林業課長は、必要があると認めるときは、実地調査し、若しくは借受者に対しその借受に係る機械の使用及び保管の状況について報告を求め、当該機械の維持、管理及び返還に関して必要な指示をすることができる。

（返還）

第9条 借受者は、借受けた機械を返還しようとするときは、使用実績報告書（様式第4号）、始業前点検表（様式第5号）、使用簿（様式第6号）及び整備点検簿（様式第7号）を添えて、森林整備課長又は東予地方局森林林業課長の確認及

び検査を受けなければならない。

なお、機械整備に不備が認められた場合には、森林整備課長又は東予地方局森林林業課長の指示に従うものとする。

2 森林整備課長又は東予地方局森林林業課長は、借受者が次の各号に該当するときは、当該借受者が借受けた機械を返還させることができる。

(1) 提出した申請書に虚偽の記載があった場合。

(2) この要領に定める事項に違反した場合。

(3) 前各号に掲げるもののほか、借受者に貸付不相当と認められる行為のあった場合。

(報告)

第 10 条 森林整備課長又は東予地方局森林林業課長は、貸付簿（様式第 8 号）により貸付状況を管理するものとする。

(使用者の責任)

第 11 条 使用者が、この貸出機械を使用中に起こした事故等に対しては、愛媛県は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に際し必要な事項は、森林整備課長又は東予地方局森林林業課長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 3 月 31 日から施行する。

別表（第2条関係）

貸付機械の 名 称	型 式	メーカー	台数	導入年月	保管・ 管理場所	使用可能 場所
小型移動式 チップー機	K C M 125 DXBP	(株) やまびこ	1	平成 28 年 7 月	東予地方局 森林林業課	管内一円
小型移動式 チップー機	G S 122 G	(株)大橋	1	平成 29 年 10 月	森の交流 センター	管内一円
動力運搬車	ELS-632	(株)筑水 キャニコム	1	平成 8 年 5 月	森の交流 センター	森の交流センター の園内に限る
動力運搬車	M3-60DE	(株)ウインブ ルヤマグチ	1	平成 13 年 6 月	森の交流 センター	森の交流センター の園内に限る
動力噴霧機 一式	B P - 170	オリンピア 工業(株)	2	平成 9 年 5 月	森の交流 センター	森の交流センター の園内に限る
動力噴霧機 一式	N V - 550M	オリンピア 工業(株)	1	平成 11 年 6 月	森の交流 センター	森の交流センター の園内に限る
林内作業車	BFY-913	(株)筑水 キャニコム	1	平成 22 年 9 月	森の交流 センター	管内一円

## 森林ボランティア活動支援機械借受（変更）申請書

次のとおり森林ボランティア活動支援機械を借受（変更）したいので、申請します。

令和 年 月 日

様※

借 受 者

住所又は所在地

森林ボランティア団体名等

役職・氏名等

連絡先（TEL等）

印

記

（変更内容等）

1 借受機械の名称：

2 借受期間：

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日（日間）

3 使用場所：

4 使用目的：

5 使用責任者

所属団体名等	役職名	氏 名	連絡先（TEL等）	備 考

6 主となるオペレーター

所属団体名等	役職名	氏 名	連絡先（TEL等）	備 考

7 安全教育等受講歴（受講講座名、受講年月日等）

8 借受場所

（1）林内作業車（森の交流センター・えひめ森林公園）

（2）小型移動式チップパー機（森の交流センター・東予地方局森林林業課）

責任者・担当者記載欄（代表者印を押印する場合は記載不用）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

※宛名は、森の交流センターで借受する場合には森林整備課長とし、東予地方局で借受する場合には東予地方局森林林業課長とすること。

※7については、林内作業車借受する場合に記載すること。

※8については、林内作業車、小型移動式チップパー機を借受する場合に希望場所に○を表記すること。

※押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・申請者双方の上席者を宛先として提出すること。

## 森林ボランティア活動支援機械貸付（変更）承認書

令和 年 月 日付けで申請のあった森林ボランティア活動支援機械借受申請について、次により貸付を（変更）承認します。

令和 年 月 日

借受者

様

※

記

（変更内容等）

- 貸付機械の名称：
- 貸付期間：  
自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日（ 日間）
- 使用場所：
- 使用目的：
- 使用責任者：
- 主となるオペレーター：
- 貸付料 （無料）
- 特記事項

裏面の留意事項を遵守すること。

※発信者は、森の交流センターで貸付する場合には森林整備課長とし、東予地方局で貸付する場合には東予地方局森林林業課長とすること。

(裏)

## － 留意事項 －

(経費の負担)

第1 貸付機械の借受け及び返還、使用に必要な燃料代及び故意の過失等による機械の損傷・損壊に対する現状復旧に要する一切の費用は借受者の負担となります。

(善管注意義務)

第2 借受者は、借受けた機械の使用及び保管について、善良なる管理者の注意義務をもって管理してください。

(事故防止)

第3 借受者は、使用責任者1名を定め、当該責任者において、使用中の事故防止に万全を期してください。

なお、借受時に職員が機械の安全操作等に係る説明を行いますので、使用責任者は機械の操作方法を熟知した上で機械を使用してください。機械操作中に発生した事故に関する損害補償等の一切の責任は全て借受者側に帰するものであり、万一に備えて適宜、保険等に加入してください。

(使用・点検)

第4 使用状況を使用簿に整理するとともに、使用日毎の始業前点検及び使用最終日には終業点検を行い、整備点検簿に整理してください。

(転貸の禁止)

第5 借受者は、借受けた機械を転貸できません。

(目的外使用等の禁止)

第6 借受者は、機械を使用目的及び指定された使用場所以外で使用できません。

(返還)

第7 借受者は、物品の貸付期間満了の日までに、借受けた施設（場所）に返還してください。

(滅失、毀損等の報告及び弁償責任)

第8 借受者は、借受けた機械を損傷し、滅失又は損壊したときは、直ちにその内容と理由を森林整備課長又は東予地方局森林林業課長に報告し、指示に従うものとします。

2 借受者は、使用上の不注意又は故意の過失等により借受けた機械を損傷し、滅失又は損壊したときは、相当の弁償をするか又は原状に復するものとします。

(実地調査等)

第9 森林整備課長又は東予地方局森林林業課長は、必要があると認めるときは、実地調査し、若しくは借受者に対しその借受けに係る機械の使用及び保管の状況について報告を求め、当該機械の維持、管理及び返還に関して必要な指示をすることがあります。

# 借 用 証

令和 年 月 日

様※

借 受 者

住所又は所在地

森林ボランティア団体名等

役職・氏名等

印

連絡先（TEL等）

令和 年 月 日付けで貸付承認のあった森林ボランティア活動支援機械について、次により借受けました。

なお、借受にあたっては、貸付承認書記載の留意事項を遵守します。

## 記

1 借受機械の名称：

2 借受期間： 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日（ 日間）

責任者・担当者記載欄（代表者印を押印する場合は記載不用）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

※宛名は、森の交流センターで借受する場合には森林整備課長とし、東予地方局で借受する場合には東予地方局森林林業課長とすること。

※押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・申請者双方の上席者を宛先として提出すること。

## 森林ボランティア活動支援機械使用実績報告書

令和 年 月 日付けで借受けを承認された森林ボランティア活動支援機械について、次のとおり使用したので報告します。

令和 年 月 日

様※

借 受 者

住 所

森林ボランティア団体名等

役職・氏名等

連絡先（TEL等）

印

記

1 借受機械の名称：

2 借受期間： 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日（ 日間）

3 使用場所：

4 使用内容：

5 総使用時間： 時間

総延参加者数： 名

※始業前点検表（様式第5号）、使用簿（様式第6号）及び整備点検簿（様式第7号）を添付のこと。

責任者・担当者記載欄（代表者印を押印する場合は記載不用）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

※宛名は、森の交流センターで借受する場合には森林整備課長とし、東予地方局で借受する場合には東予地方局森林林業課長とすること。

※押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・申請者双方の上席者を宛先として提出すること。

## 森林ボランティア活動支援機械 始業前点検表

始業前点検は毎日1回、始業前に行うこと！

森林ボランティア団体名等

役職・氏名等

借受機械の 名称		型 式					
		メーカー					
		導入年月					
点検項目	点 検 結 果						
	使用年月 日	使用年月 日	使用年月 日	使用年月 日	使用年月 日	使用年月 日	
1 エアクリナーの清掃・点検							
2 エンジンオイルの量・汚れ							
3 作動油の量・汚れ							
4 チッパーナイフの欠け・摩耗（チッパー）							
5 受刃の欠け・摩耗（チッパー）							
6 各部への給油・注油							
7 各部のグリースアップ							
8 供給・粉碎・排出・安全装置等							
9 巻上・安全装置・ワイヤー等							
点 検 者							

不具合が発生した場合、直ちに状況を報告してください。

連絡先：森の交流センター 電話：089-990-7017

東予地方局森林林業課 電話：0898-68-7438

森林ボランティア活動支援機械使用簿

森林ボランティア団体名等  
 役職・氏名等

借受 機械の 名称				型 式	
				メーカー	
				導入年月	
番号	使用年月日	使用場所	使用責任者氏名	使用時間	備 考
1				:	参加者 名
2				:	参加者 名
3				:	参加者 名
4				:	参加者 名
5				:	参加者 名
6				:	参加者 名
7				:	参加者 名
8				:	参加者 名
9				:	参加者 名
10				:	参加者 名
11				:	参加者 名
12				:	参加者 名
合計	日	箇所	—	:	参加者 名

※借受けた機械ごとに別葉で記入してください。

## 森林ボランティア活動支援機械整備点検簿

森林ボランティア団体名等

役職・氏名等

借受機械の名称		型 式				
		メーカー				
		導入年月				
点検項目	点検内容	点 検 結 果				
		使用年 月日	使用年 月日	使用年 月日	使用年 月日	使用年 月日
1 本 体	傷、変形、部品の脱落等がないか					
2 動力装置	エンジンの始動、作動は正常か					
3 駆動装置	駆動・操舵は正常か					
4 供給装置 (チップパー)	自動送りは正常か					
5 粉碎装置 (チップパー)	粉碎は正常か 刃の損傷はないか					
6 排出装置 (チップパー)	排出は正常か					
7 安全装置	非常停止装置は正常か					
8 巻上装置 (林内作業車)	ウインチドラムは正常か					
9 ワイヤー (林内作業車)	キンク、消耗、剪断はないか					
10 そ の 他	異常が認められた箇所					
点 検 者						

令和      年      月      日

検査者：（森の交流センター・東予地方局森林林業課）

職・氏名

印

